



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(19)

目 次

訓 令

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 1

訓 令

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本庁の課長」を「本庁の課長及び女性青少年政策室長(以下「本庁の課長」という。)」に、「及び」を「並びに」に改める。

第7条第2項中、「本庁の課」を「本庁の課及び女性青少年政策室」に改める。

第10条第5項中「及び」を「、女性青少年政策室及び」に改める。

第13条第1項中「若しくは第43条若しくは」を「、第43条若しくは第46条又は」に改め、「又は10年以上勤務し、かつ、勤務成績が特に良好であつた職員で死亡したもの」を削る。

別表第2職員区分の欄中「及び総務部危機管理室長」を削り、「出納局長、次長」を「出納局長」に改める。

別表第4第2項中「産地研究課」を「農業技術普及課産地研究室」に、「農業試験場及び支場、農業研究研修センター、農業大学校、砂丘地農業試験場、園芸試験場、養豚試験場」を「農業総合研究センター、農業大学校」に改める。

別記様式第6号注書第2項第1号の表中
「委員会事務局(監査委員事務局、県議会事務局、企業局)を
へ出向を命ずる」

「委員会事務局(監査委員事務局、県議会事務局、企業局、病院事務局)へ出向を命ずる」
に改め、同注書第3項中「課名及び」を「課(室)名及び」に改める。

別記様式第8号中「責課(所)所属」を「責所属」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成17年4月1日印刷
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056